

著作権法

著作権法（明治三十二年法律第三十九号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則

第一節 通則（第一条—第五条）

第二節 適用範囲（第六条—第九条の二）

第二章 著作者の権利

第一節 著作物（第十条—第十三条）

第二節 著作権（第十四条—第十九条）

第三節 総則（第二十—二十二条）

第四節 著作人格権（第十八条—第二十条）

第五節 著作権に含まれる権利の種類（第二十一条—第二十八条）

第六節 映画の著作物の著作権の帰属（第二十九条）

第七節 著作権の制限（第三十条—第五十条）

第八節 保護期間（第五十一条—第五十八条）

第九節 著作人格権の一身専属性等（第五十九条—第六十条）

第十節 著作権の譲渡及び消滅（第六十一条—第六十二条）

第十一節 権利の行使（第六十三条—第六十六条）

第十二節 裁定による著作物の利用（第六十七条—第七十条）

第十三節 補償金等（第七十一条—第七十四条）

第十四節 登録（第七十五条—第七十八条の二）

第三章 出版権（第七十九条—第八十八条）

第四章 著作隣接権

第一節 総則（第八十九条—第九十条）

7章 情報・資料活用上の注意点

著作権法

著作権法 第31条（図書館等における複製等）

著作権法 第32条（引用）

著作権法 第48条（出所の明示）

図書館等における複製等

図書館資料も含め、出版物には**著作権**があります

コピーについて	
図書	雑誌・新聞
1冊の 半分以下 ○	最新号：すべて× 既刊号：全体の半分以下 ○

図書館内のコピー機は図書館資料のみコピー可
(講義ノートやサークルのチラシ等はコピー不可)

引用

自分の主張の客観性や信頼性を高めるために、
信頼性の高い情報を引用することが重要

引用とは？

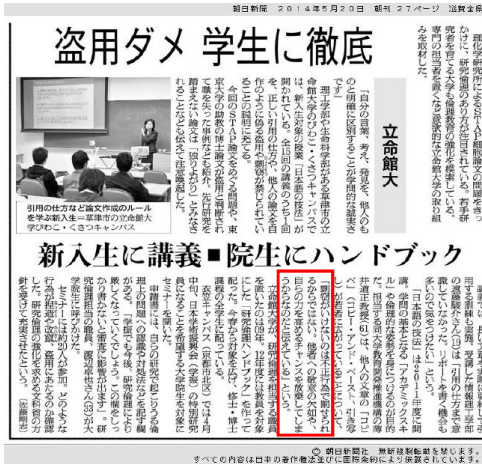
「自分の論のよりどころなどを補足し、説明、証明するために、他人の文章や事例または古人の言を引くこと。」

"いん-よう【引用】", 日本国語大辞典, JapanKnowledge, <https://japanknowledge.com>, (参照 2023-2-24)

ポイント！

- ① もとの著作物の内容を正しく引用する
- ② 自分の文章と引用箇所が区別できるようにする
- ③ 読者がもとの著作物を参照できるように出典を明示する

剽窃(ひょうせつ)



引用のポイントを守らないと盗用・剽窃(ひょうせつ)となり、著作権法違反になります。また、不正行為とみなされ処分の対象となりますので、正しく引用しましょう。

安易な盗用は、他者への敬意に欠け、自らの力を高めるチャンスを放棄してしまうことにつながるので厳禁です!



佐藤剛志. 盗用ダメ、学生に徹底。新入生に講義・院生にハンドブック 立命館大。/滋賀県。朝日新聞。2014-05-20, 朝刊, p.27. 朝日新聞クロスサーチ, <https://xsearch.asahi.com/top/>, (参照2022-3-16)

参考文献の書き方(科学技術情報流通技術基準、通称SIST)



著者名. 図書名. 出版地, 出版社名, 出版年, 総ページ数.

[1] 橘川武郎. 資源エネルギー政策. 東京, 経済産業調査会, 2011, 459p.



著者名. 論文・記事名. 掲載雑誌名. 出版年, 巻数, 号数, ページ数.

[2] 高森寛. エネルギー産業の新しい展開と価値創造型市場ネットワーク. オペレーションズ・リサーチ: 経営の科学. 2008, 53巻7号, p.385-390.



著者名. "ページ名". Webサイト名. 出版年. URL, (最終アクセス日).

[3] 国立研究開発法人新エネルギー産業技術総合開発機構. "NEDOが取り組む技術開発分野". NEDO 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構. 2021. <https://www.nedo.go.jp/introducing/edf1.html>, (2021年9月30日)